

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第9回）議事録

第1 日時 平成22年3月23日（火） 15時00分～15時25分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行

（以上5名）

第3 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、
山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）
淵江 淳（事業政策課長）、井幡 晃三（事業政策課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

答申事項

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて

【諮問第1211号】

開 会

○東海部会長　それでは、ご出席ご予約者がいらっしゃるようでございますので、定刻より少し早いですが、ただいまから第9回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきますと思います。

本日は、委員及び臨時委員7名中5名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議 題

答申事項

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて【諮問第1211号】

○東海部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は1件でございます。

諮問第1211号、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて審議をいたします。本件は、本年1月19日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問されまして、2月19日までの間、意見募集を行いました。そこで、本日は提出された意見を事務局において取りまとめていただきましたので、これを報告していただき、審議したいと思います。

それでは、事務局よりご報告をお願いいたします。

○井幡事業政策課企画官　それでは、お手元の資料9-1-3に基づきましてご説明させていただきます。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」、以下「電柱・管路ガイドライン」と略させていただきますが、こちらの改正案につきまして、1月19日から2月19日までの1カ月間意見募集をさせていただきました。

結果といたしましては、資料9-1-3の1枚目でございますように、電気通信事業者7者、それから個人の方、お一方の計8者から総計23件の意見をいただいております。

す。個別の意見に対する考え方のご説明に入ります前に、今回のガイドラインの改正案の概要につきまして改めてご説明させていただきます。

資料9-1-3の次に「ガイドライン改正案の概要」というカラーの横長の資料がございますので、こちらをごらんいただけますでしょうか。今回のガイドラインの改正案の概要ですが、大きく2点ございます。1点目は、対象設備に「鉄塔等」を追加するというものでございます。携帯電話の基地局を設置する鉄塔等につきまして対象設備の中に追加した上で、各規定の適用関係を整理いたしております。

それから、もう1点は、貸与期間が終了いたしましたときに設置した伝送路設備が不要となった場合に、借り手である事業者が当該設備を撤去するというのを規定するものを追加するものでございます。

その下の表にございますように、1つ目の鉄塔等につきましては、電気通信事業者が保有する鉄塔を追加するというものでございます。

資料9-1-3の本体にお戻りいただきまして、それでは、各意見につきましてご説明させていただきます。

まず、意見番号1でございますが、今回の改正につきまして、利用者利便性の向上につながるものということで、賛同のご意見でございます。

その次の意見番号2でございますが、これはケイ・オプティコムからの提出意見でございます。ケイ・オプティコムにつきましては、電気通信事業者ではございますが、鉄塔等につきまして、もっぱら賃貸のために整備した上で電気通信事業者に賃貸する事業を行っているということでございます。このことに関しまして、電気通信事業と別の事業であるということで、今回のガイドラインの対象から外してほしいというご意見でございます。このご意見につきましては、電気通信事業者が保有する鉄塔等につきましては、みずから電気通信事業の用にある時点で用いていないとしても、それをもって将来的に利用する可能性まで排除できないことから、この両者を明確に分類することは困難であるとされているところでございます。

次に、3ページ、意見番号3でございます。こちらにつきましても、ケイ・オプティコムからの提出意見でございます。先ほど申し上げました、もっぱら賃貸の用に供している鉄塔等につきましてガイドラインの考え方を明確化してほしいというものでございます。意見番号3につきましては、こういった鉄塔につきましては、一般の商行為のルール、商慣習によって、行為全般を行うことが原則であって、ガイドラインによって何ら制限、制約を受けるものではないということについて確認したいというものでござい

ます。この点につきましては、このガイドラインが、そもそも、貸与時の標準的な取り扱いを規定するものでございまして、当事者の合意によって、これと異なる契約を締結することを妨げるものではないとされているところでございます。

次に意見番号4でございます。4ページをごらんください。こちらにつきましても、同じく、ケイ・オプティコムさんからの意見でございます。同じく4点につきまして、事実関係を明確にしたいというものでございます。

1つ目は、賃料の算定根拠等、ビジネスの経営秘密につきまして、あらかじめ公表しないことはもちろん、求められても開示しないということが認められること。2点目が、賃料の可否につきましては、当事者の条件が折り合わない場合については、当然に賃貸しないこともあり得ること。3点目につきましては、賃貸期間について自由に設定できること。それから、4点目については、賃料について一般の商行為において認められる範囲において自由に設定できること。以上4点について確認したいというものでございます。

このうち1番、3番、4番につきましては、先ほどの意見番号3と同じく、当事者間の合意があれば、このガイドラインの規定と異なる契約を結ぶことは妨げられていないとされております。

それから、2番の賃貸の可否につきましては、当然、賃貸を行うか、否かということは当事者間の交渉を経て決定されるものでございますので、当事者間の調整がつかない場合には貸与が行われないこともあり得るといふふうになっております。

次に意見番号5でございます。このご意見につきましては、携帯電話市場については、設備のボトルネック性が存在しないこと、それから、携帯電話事業者間の設備構築インセンティブを確保することが重要であるということで、今回のガイドラインの運用に当たっては、こういったことを阻害しないような慎重な配慮が必要であるというご意見でございます。

このご意見に関しましては、今回のガイドライン改正におきまして鉄塔等の追加を行うということの端緒になりました、昨年10月の接続ルールに関する情報通信審議会答申、この中でも明記されておるところでございますけれども、移動通信事業者については、原則としてみずから全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、鉄塔等を設置する物理的なスペースが限られている場合であるとか、あるいは、景観条例によって、みずから鉄塔等を設置しようとしてもできないような場合があることを踏まえて、利用者利益を踏まえて、事業者間協議の一層の円滑化を図るために今回のガイ

ドライン改正を行ったということでございますので、その旨、明記されているところがございます。

次に意見番号6でございます。このご意見につきましては、このガイドラインにつきまして、設備保有者だけではなくて、申込者側、すなわち借り受ける事業者側についても最低限の要件を定める必要があるのではないかとということでございます。その背景といたしましては、3パラグラフ目でございますけれども、安易な調査申し込みとか、利用見込みのない調査申し込み等によって設備保有者側に多大な負荷が生じる。あるいは、ほかの事業者の機会を損失する可能性があるということでございます。この点につきましては、ガイドラインの中で、設備保有者が調査とか情報開示に要する費用につきましては、借り手である事業者が負担する旨、規定されておりますので、不必要な申し込みが大量に発生することは想定しにくいとはいいつつも、総務省において、引き続き状況を注視すべきというふうにされております。

それから意見7でございます。このご意見につきましては、貸与の対価に関するものでございます。算出方法につきまして、より厳格な算定方法を定めるべきというものでございます。この貸与の対価につきましては、既にガイドラインの中で、公正妥当な方法により算定を行うこととされております。個別の契約事案における料金については、当事者間で協議することが適当であるとされております。

次に、意見番号8でございます。このご意見は、先ほどの意見番号5と同じく、鉄塔等の整備に関する設備競争に関するご意見でございます。

次に意見番号9でございます。鉄塔等の貸し出しに伴いまして電源設備等の設置につきまして、こういったものが付随的に発生する、そういったものについては、ガイドラインの対象外として従来どおり、事業者間において個別に協議すべきというご意見でございます。これにつきましては、ご指摘のとおり、当事者間で個別に協議すべき事項というふうにされております。

次に8ページ、意見番号10でございますけれども、こちらも先ほどと同じく、意見番号5と同じご意見でございます。考え方も同様に整理させていただいております。

次に、意見番号11でございます。設備の保有者に、電気通信事業者だけでなく、電気事業者、それから鉄道事業者も含めるべきというご意見でございます。これに対しましては、電気通信事業者以外の者が保有する鉄塔等につきましては、そもそも、電気通信事業に用いられる空中線、アンテナの設置を目的として整備されたものではございませんので、ガイドラインの対象外とされているというふうにされております。

次に、意見番号12でございます。こちらにつきましては、一律にルール化するのではなく、これまでどおり民間会社同士の話し合いの結果を尊重すべきというご意見でございます。意見番号3と同じく、ガイドラインは、あくまでも標準的な手続きを定めるものであって、当事者間の合意があれば、これと異なる契約を結ぶことは妨げられないというふうにされております。

それから、意見番号13、こちらは意見番号5と同じく、設備構築事業者のインセンティブに関するものでございますので、同様の考え方を整理されております。

それから、意見番号14でございます。これは個人の方からのご意見でございますけれども、土地の保有者、管理者等の利害関係者によって設備保有者に付した使用条件に抵触するとの理由がある場合においては、ガイドライン全般について適用されるべきではないということをご意見をいただいております。このご意見につきましては、土地の所有者等との調整につきましては、借り手である事業者がみずからの責任において行うということがガイドライン第10条のほうで規定されておりますので、その旨、ご紹介されておるところでございます。

次に、10ページ、意見番号15でございます。こちらも意見番号5と同じく、今回のガイドラインの対象について事業者が努力しても設置ができない地域の鉄塔に限るべきというご意見でございます。この点につきましては、昨年10月の情報通信審議会答申等々で言及されているように、意見番号5と同様の整理をさせていただいております。

次に意見番号16でございます。貸与拒否事由に関しまして、電波干渉の有無、鉄塔強度の有無、設備保守への支障の有無、土地所有者及び周辺住民の承諾、この4要素につきまして、既存のガイドラインの中で既に貸与拒否事由に該当するものであるということを確認したいというご意見でございます。これらにつきましては、いずれも既に第3条各号に規定されております貸与拒否事由に該当する、あるいは、該当する可能性があるというふうにされているところでございます。

それから、意見番号17でございます。鉄塔の強度に関するご意見でございまして、鉄塔借用を考慮すると、支障を来さない十分な強度を確保することから、強度に関する合理的な統一基準を設けるべきというご意見でございます。この点につきましては、鉄塔等は、設備保有者が、それぞれの事業の目的を果たすために設置したものであって、あらかじめ貸与を想定した強度で設置することまでをガイドラインに規定することは適切ではないというふうにされておるところでございます。

それから、意見番号18でございます。貸与期間につきまして、ガイドラインにおい

ては5年とされているところがございますけれども、貸与期間を20年とするなど、柔軟な適用が可能となるようにしていただきたいというご意見でございます。こちらにつきましても、意見番号3と同様、当事者の合意があれば、このガイドラインと異なる契約を締結することは妨げられないというふうにされているところがございます。

それから、意見番号19でございます。12ページですが、今回の改正事項の2点目、契約が満了いたしましたときに設備を撤去することにつきましては、借り手である事業者かみずから行うべきという規定を追加したところがございますが、この改正につきまして、既に事業者が撤去作業を履行できないほど疲弊している、あるいは機能停止していることに起因するものであって、この場合、ガイドラインの中で明文化したとしても履行されるとは考えられないというご意見でございます。このご意見につきましては、不要となった伝送路設備については、借り手である事業者がみずから撤去すべきものである。したがって、この点をガイドライン上、明確にするものであるというふうにされております。

それから、意見番号20でございます。貸与の対価につきまして、当事者間の合意をもって柔軟な適用が可能のように配慮していただきたいというものでございます。これも意見番号3と同様でございますが、当事者間の合意があれば、それも可能であるというふうにされております。

次に意見番号21でございます。設備保有者が一方的に有利な契約内容となる懸念があるのではないかと。その例といたしまして、次の13ページでございますけれども、第8条の事故、災害時の取り扱いに関して、設備が破損した場合の取り扱いについては、設備の提供にかかる契約において明示したときは、当該契約内容によるものとするという規定があるわけですが、これについて、一見すると、設備保有者側の提示内容に依存するものではないかというご意見でございます。この点につきましては、契約は両当事者間の合意によって締結されるものであって、必ずしも設備保有者側の提示内容に依存するものではないというふうにされております。

最後、意見番号22、23につきましては、今回の意見募集の対象外のものでございましたので、そのように整理されておるところでございます。

いただきました、提出された意見につきましては以上でございます。

そのほか、最後にご参考といたしまして、これは例年、審議会のほうにご報告させていただいておりますけれども、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの貸与実績につきまして、横長の資料を添付させていただいております。本日は時間の関

係で説明を省略させていただきますけれども、適宜、ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

- 東海部会長　　ありがとうございます。今日は、これまで電柱・管路等に関するガイドラインとして実績をつくってまいりました、この方向性について、携帯電話の基地局を設置する鉄塔等、これを追加するという形のガイドラインに改正をする案の諮問をいただきまして、意見募集をさせていただき、そして、今、ご説明があったような形の細かいものも含めまして、幾つかのご意見がございました。どうぞ、ご質問やご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

いろいろなご意見が出てまいりましたけれども、基本姿勢は、このような考え方が基本になるというふうに考えてよろしいかどうか、確認ですが、あくまでも、これはガイドラインであり、ある特定の困難な状況があったときに供用していただくことを促進することを目的としたものであって、あるいは、拒否するケースも考えられますけれども、それに対するスムーズな関係を前向きにさせていただくということを目的としたものであって、個別の問題に関しては、あくまでも個々の事業者間の契約に基づいて実施していただくものであり、個別の、ここに規定しない問題、あるいは、規定していながら、それと異なった契約をするということも許容したガイドラインであると、そのような理解でよろしいですか。

- 井幡事業政策課企画官　　はい、ご指摘のとおりでございます。特定の事項につきまして、何ら義務づけを行うという趣旨ではございません。

- 東海部会長　　ということで幾つかのご質問やら課題を整理したものでございますけれども、いかがでしょうか。特にご意見、ご質問はございませんか。

それでは、お手元の資料の9-1-1にございますように、本件は、この答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

- 桜井総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長でございます。ただいま、電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しということでご答申をいただきまして、ありがとうございます。このガイドライン、平成13年4月に策定されて9年たつということでございます。ご案内のとおり、貸し手の方、あるいは借り手の方のいろいろな関心を踏まえ

まして、数次の改正をしてきているところでございます。今回、電気通信事業者が保有します鉄塔等について、新たにこのガイドラインに規定を追加させていただいたということでございます。

ご案内のとおり、ブロードバンド、特にワイヤレスのブロードバンドはこれからますます展開していくということが予想されるわけでございます。そういう中で環境問題等々、鉄塔を取り巻くいろいろな制約条件が厳しくなってくるということだろうと思います。そういう意味で、今回のガイドラインは、これからの、この分野におけます利用者の利益の確保という観点から大変大事になってくるだろうと思っております。早々にこのガイドラインの運用に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本日はどうもありがとうございました。

○東海部会長　どうぞよろしく願いいたします。

閉　　会

○東海部会長　以上、本日設定しました議題は終了でございます。年度末最後の政策部会でございますけれども、何か委員の皆様からご発言はございますか。特によろしゅうございますか。事務局から何かございますか。

○井幡事業政策課企画官　はい。今後のスケジュールにつきまして、1点、ご報告させていただきます。本日、ご答申いただきました改正につきましては、4月下旬に官報掲載による公布、施行を予定させていただいております。よろしく願いいたします。

○東海部会長　はい。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の会議日程等につきましては、別途、決まり次第、事務局よりご連絡させていただきたいと思っております。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。